

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新			
料金表		料金表			
第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）		第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）			
第1 施設設置負担金		第1 施設設置負担金			
1 適用		1 適用			
区 分	内 容	区 分	内 容		
(1) ～ (2) (略)	(略)	(1) ～ (2) (略)	(略)		
(3) 施設設置負担金の分割払い	ア 加入電話契約の申込みをし、その承諾を受けた場合に、その契約者が次のいずれかに該当する者であるときは、その施設設置負担金を分割して支払うこと（以下「分割払い」といいます。）ができます。 （ア） 次のいずれかに該当する者であって、地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が非課税となっている者（生計を共にする者がいる場合はそのすべての者が同税の非課税となっているときに限ります。） ① 心身障害者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第29号に規定する者をいいます。以下同じとします。）、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する者をいいます。）若しくは公害病認定患者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条の規定により認定された者をいいます。）又はこれらの後見人若しくは親権者 ② 65歳以上の老人でひとり暮らしの者又は心身障害者、寝たきりの配偶者若しくは未成年者とのみ生計を共にしている者 ③ 配偶者のない者で現に児童を扶養している者（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する者をいいます。） （イ） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けている者（（ア）の規定に該当する者を除きます。） （ウ） （ア）又は（イ）に準ずる者その他当社が特に必要があると認めた者 イ 分割払いの期間等は、次のとおりとします。 <table><tr><td>分割払いの期間</td><td>1年以内において加入電話契約者が指定する期間（月単位）</td></tr></table>	分割払いの期間	1年以内において加入電話契約者が指定する期間（月単位）		
分割払いの期間	1年以内において加入電話契約者が指定する期間（月単位）				

新旧対照

旧			新
	分割払いの回数	12回以内（1月当たり1回）	
	分割払いの金額	100円（税込価格 110円）単位の均等割 ただし、その合計額とその施設設置負担金の額との間に差額があるときは、その差額を初回均等割額に加算します。	
			附 則（令和 6 年12月25日企第155500000526号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。